

共通特記仕様書

(建設関連業務)

令和元年10月以降

宮城県土木部

共通特記仕様書

目次

第1編 共通編	1
第1章 総則	1
第101条 グリーン購入	1
第2章 設計業務	1
第201条 管理技術者	1
第202条 照査技術者	2
第203条 技術士の部門及び科目	2
第3章 地質・土質調査業務	3
第301条 管理技術者	3
第2編 参考資料編	4
第1章 成果品作成要領	4
1. 成果品作成	4
2. 成果品の装丁	4
3. その他	4
第2章 土地立入り関係法令	6
1. 立入り関係法令一覧表	6
2. 土地立入り関係法令抜すい	7

第1編 共通編

第1章 総則

第101条 グリーン購入

- 1 受注者は、業務の履行にあたって使用する物品（文房具，OA 機器等）について「宮城県グリーン購入の推進に関する基本方針」特手調達品目を参考として、判断の基準に合致している物品を使用するよう努めなければならない。
- 2 提出物及び打合せに使用する紙類は以下によることとする。
 - (1) コピー用紙
 - ・古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下である商品を使用すること
 - (2) フォーム用紙
 - ・古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。
 - ・バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料となる原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。
 - ・塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。
 - (3) インクジェットカラープリンタ用塗工用紙
 - ・古紙パルプ配合率 70%以上であること。
 - ・バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料となる原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。
 - ・塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m²とする。

第2章 設計業務

第201条 管理技術者

共通仕様書（建設関連業務）〔設計業務〕第1章第1107条（管理技術者）第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 設計業務に関し20年以上の実務の経験を有している技術士補
 - なお、実務の経験とは、業務工期の月数を積み上げた年数ではなく、設計業務に従事している年数とする。
- (2) 建設コンサルタント登録規程第3条1号ロに規定された技術管理者の認定を受けた者
- (3) その他、特記仕様書で規定する者

第 202 条 照査技術者

共通仕様書（建設関連業務）〔設計業務〕第 1 章第 1108 条（照査技術者）第 2 項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。

(1) 設計業務に関し 20 年以上の実務の経験を有している技術士補

なお、実務の経験とは、業務工期の月数を積み上げた年数ではなく、設計業務等に
従事している年数とする。

(2) 建設コンサルタント登録規程第 3 条 1 号ロに規定された技術管理者の認定を受けた
者

(3) その他、特記仕様書で規定する者

第 203 条 技術士の部門及び科目

共通仕様書（建設関連業務）〔設計業務〕第 1 章第 1107 条（管理技術者）第 3 項及び第 1108 条（照査技術者）第 2 項に規定する「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）」とは別表 1 に掲げる技術部門及び選択科目から特記仕様書等で指定した技術部門及び選択科目とする。

別表 1

技術部門	選択科目
建設部門	土質及び基礎、 鋼構造及びコンクリート、 都市計画及び地方計画、 河川、砂防及び海岸・海洋、 港湾及び空港、 電力土木、 道路、 鉄道、 トンネル、 施工計画、施工設備及び積算、 建設環境
上下水道部門	上水道及び工業用水道、 下水道
応用理学部門	地質
総合技術監理部門	建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート 建設－都市及び地方計画 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－港湾及び空港 建設－電力土木 建設－道路 建設－鉄道 建設－トンネル 建設－施工計画、施工設備及び積算 建設－建設環境 上下水道－上水道及び工業用水道 上下水道－下水道 応用理学－地質

第3章 地質・土質調査業務

第301条 管理技術者

1 共通仕様書（建設関連業務）〔地質・土質調査業務〕第1章第108条（管理技術者）第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。

(1) 調査業務に関し20年以上の実務の経験を有している技術士補（建設（専門科目を土質及び基礎とするものに限る）、応用理学（専門科目を地質とするものに限る））

なお、実務の経験とは、業務工期の月数を積み上げた年数ではなく、設計業務に従事している年数とする。

(2) 地質調査業者登録規程第3条1号ロに規定された技術管理者の認定を受けた者

(3) その他、特記仕様書で規定する者

第2編 参考資料編

第1章 成果品作成要領

1. 成果品作成

成果品の作成にあたっては、下記によるものとする。

- (1) 成果品として取りまとめる内容は、「共通仕様書（建設関連業務）[設計業務]」の第1編共通編第2章設計業務等一般の第1210条、または第1211条、「共通仕様書（建設関連業務）」各編の成果品に係る記載条文及び特記仕様書によるものとする。
- (2) 成果品として作成するものは、「共通仕様書（建設関連業務）」の各編における成果品一覧表、または特記仕様書によるものとする。
- (3) 作成する成果品の装丁は、特に共通仕様書、または特記仕様書に定めがないときは、発注者と受注者との打合せにより取り決めることとする。

2. 成果品の装丁

成果品を作成するにあたり、装丁の一例を以下に示す。

- (1) 業務報告書の製本について、例を別図に示す。標準として、表紙には業務等の標題を日本語標準文字で印刷する。
- (2) 業務計画書、設計計算書、数量計算書、図面等は必要に応じて箱詰めも検討すること。
 - (1) と同様に、表に文字にて印刷する。
- (3) 業務報告書の大きさは、A4版を標準とする。
- (4) 図面等があるときは、図面の内容を別図の様式により作成し、添付する。

3. その他

- (1) 受注者の業務担当者の明記
業務報告書表紙の次ページに管理技術者他業務担当者の一覧表を記載することを原則とする。
- (2) 照査報告書
設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は、成果品の中に照査報告書を含むものとする。
- (3) 図面等
設計図面の作成にあたっては、原則として宮城県土木設計マニュアル（積算編）の設計図面の作成要領によるものとする。設計図面の表題欄は別図の様式を標準とする。

第 2 章 土地立入り関係法令

1. 立入り関係法令一覧表

土地の立入り等に関する主な関係法令の一覧表を下記に示す。

法 令 名	条	条 文 見 出 し
測量法	1 5 1 8 3 9 6 3	土地の立入り及び通知 土地等の一時使用 基本測量に関する規定の準用 罰則
測量法施行規則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式
土地収用法	1 1 1 2 1 3 1 5 1 4 3	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 証票等の携帯 罰則
土地収用法施行規則	1	証票及び許可証の様式
国土調査法	2 4 3 4 3 7	立入 測量法との関係 罰則
道路法	6 6 6 7 1 0 1	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 罰則
道路法施行規則	5	証票の様式
河川法	8 9 1 0 3	調査・工事等のための立入り等 罰則
河川法施行規則	3 5	証明書の様式
海岸法	1 8 4 2	土地の立入及び一時使用並びに損失補償 罰則
海岸法施行規則	6	証明書の様式
都市計画法	2 5 2 6 2 7 9 2	調査のための立入等 障害物の伐採及び土地の試掘等 証明書等の携帯 罰則
土地区画整理法	7 2 7 3 1 3 9	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰則
住宅地区改良法	2 0 2 1 2 2 3 7	測量及び調査のための土地立入り 障害物の伐採及び土地の試掘等 証明書の携帯 罰則

法令名	条	条文見出し
宅地造成等規制法	4	測量又は調査のための土地立入り
	5	障害物の伐採及び土地の試掘等
	6	証明書等の携帯
	24	罰則
都市再開発法	60	測量又は調査のための土地立入り
	61	障害物の伐採及び土地の試掘等
	62	証明書等の携帯
	142	罰則
下水道法	32	他人土地の立入又は一時使用
	47	罰則
地価公示法	22	土地の立入り
	28	罰則
地すべり等防止法	6	調査のための立入り
	16	土地の立入等
	53	罰則
地すべり等防止法施行規則	2	証明書の様式
建築物用地下水の採取の規制 に関する法律	11	土地の立入り
	12	〃
	18	罰則

2. 土地立入り関係法令抜すい

土地の立入り等に関する主な関係法令の抜粋を下記に示す。ただし、諸表及び様式等の記載は省略する。

(1) 測量法

(土地の立入及び通知)

第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(基本測量に関する規定の準用)

第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第

14条から第18条まで、第21条第1項及び第23条中「国土地理院の長」とあり、並びに第19条及び第20条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第21条第3項並びに第24条第1項及び第2項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第22条及び第26条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第22条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第24条第3項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第25条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第26条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(罰則)

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 1 正当の理由がなく基本測量又は公共測量の実施を妨げた者
- 2 第15条第1項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- 3 第18条(第39条において準用する場合を含む。)の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

(2) 測量法施行規則

(土地の立入りの身分証明書の様式)

第1条の2 法第15条第4項(法第39条において準用する場合を含む。)の規定による証明書の様式は、別表第1の2のとおりとする。

(3) 道路法

(他人の土地の立入又は一時使用)

第66条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、

関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第5項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

第67条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 1 第32条第3項又は第91条第2項において準用する第32条第3項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 2 第46条第1項又は第2項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者
- 3 第46条第3項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者
- 4 第47条第3項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者
- 5 第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令(第71条第5項の規定による道路監理員の命令を含む。)に違反した者
- 6 第67条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 7 第91条第1項の規定に違反した者

(4) 道路法施行規則

(証票の様式)

第5条 法第66条第7項の規定による証票の様式は、別記様式第6とする。

2 法第71条第7項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による証票の様式は、別記様式第7とする。

3 法第77条第4項の規定による証票の様式は、別記様式第7の2とする。

(5) 河川法

(調査、工事等のための立入り等)

第89条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若

しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(6) 河川法施行規則

(証明書の様式)

第35条 法第77条第3項の証明書の様式は、別記様式第17とする。

2 法第78条第2項の証明書の様式は、別記様式第18とする。

3 法第89条第5項の証明書の様式は、別記様式第19とする。

(7) 海岸法

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第18条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

- 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

- 3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。
- 4 第 1 項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第 1 項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
- 6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 7 海岸管理者は、第 1 項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 8 第 12 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 9 第 4 項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(罰則)

第 42 条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 1 第 8 条の 2 第 1 項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者（前条第 3 号に掲げる者を除く。）
- 2 第 18 条第 6 項（第 37 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者
- 3 第 20 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 4 第 20 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 5 第 37 条の 4 の規定に違反して一般公共海岸区域を占用した者
- 6 第 37 条の 5 の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者
- 7 第 37 条の 6 第 1 項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

(8) 海岸法施行規則

(証明書の様式)

第 6 条 法第 18 条第 9 項 の規定による証明書の様式は、別記様式第 3（法第 6 条第 2 項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて法第 18 条第 1 項 の権限を行う場合にあっては、別記様式第 4）とする。

- 2 法第 20 条第 4 項 の規定による証明書の様式は、別記様式第 5（法第 6 条第 2 項 の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて法第 20 条第 1 項 の権限を行う場合にあっては、別記様式第 6）とする。

(9) 地すべり等防止法

(調査のための立入)

- 第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(土地の立入等)

- 第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第

8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

(罰則)

第53条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 1 第6条第7項（第16条第2項又は第45条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者
- 2 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 3 第22条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(10) 地すべり等防止法施行規則

(証明書の様式)

第2条 法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第1とする。

- 2 法第16条第2項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第2（法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代つて法第16条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第3）とする。
- 3 法第22条第4項の規定による証明書の様式は、別記様式第4（法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代つて法第22条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第5）とする。
- 4 法第45条第1項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第6とする。